

第十二章
自由、
平等、
公正、
個性

個性が大事。でも平等に扱って欲しい。自由に生きたい。でも競争はいやだ。競争には公正なルールを。でも勝てば認めて欲しい……しかし、勝ち負けに関係なく平等に……。

少し話が戻るが新型コロナウイルス感染で緊急事態宣言が発出されたとき生活を援助するために一律に十万円の現金給付が行われた。そのとき田中は自分が無職なのを忘れて大声を上げたものだ。

「公務員や年金受給者までも十万円給付はないだろう」

山本が給付方法や金額はともかくと言う前提で田中に説明した。その内容は概ね次のとおりだった。

公務員や年金受給者と言ってもその子たちがコロナで失業したりすれば扶養しなければならぬ。年金受給者でもわずかな基礎年金しか受け取れない人もいる。だから歳をとっても働かざるを得ない。一方、働かなくても十分な蓄えのある老人もいる。もちろん節約してコツコツと貯めたのだろう。

「少し話がそれるかも知れないけれどすべての人々に公正に平等に援助の手を差し伸べるにはどうしたらいいと思う？」

田中が返事をしないので山本の説明が続く。

今、三人の子を持つ大資産家がいるとする。三人に自分の資産をどのように分けたらいいのか悩んでいる。たったの三人にである。三年ごとに男の子なら男の子、女の子なら女と言うよ

うに同じ性の子が生まれたとする。親は大資産家だからはじめて生まれた子供にオギヤーンと言った途端に一千万円贈与する。毎年繰り返す。つまり二年後に生まれた子にも、その翌年に生まれた子にも……。末っ子が生まれたとき長男あるいは長女は三千万円の大金持ちになっている。しかし末っ子は一千万円しか持っていない。まあ一千万円でも大金だが。すでに格差が生じている。

そんなわけで徹底して格差が生じないようにするために一発で男の三つ子が生まれたとして話を進める。

この三つ子は同じ小学校に通い、中学校も高校も、そして大学も同じ。しかも成績もまったく同じ。さすがに就職した会社は別々だったが初任給は同じ。もちろん結婚相手は別々だったが結婚した日は同じ。親は近所に同じ広さの土地を三区画購入し同じ家を建築してそれぞれの息子夫婦に贈与した。

不思議なことにそれぞれに双子が生まれたがその日もまた同じ。やがて親は年をとりこの三人の息子に遺言書を書く。親の自宅はそれぞれ三分の一ずつ、金融資産も三等分すると言う内容だった。やがて親が死亡すると完璧に公平な相続財産の引き継ぎが行われた。

こんなこと、起こるはずない。逆に言えばこれぐらい厳しい前提条件がないと平等に遺産を分けられない。通常は必ず不平等が生じる。当たり前じゃないかと言うが、実際どう対応するのか？ 平等なんてあり得ないのか？

公正で平等、つまり公平でなければ、たくさん貰う方がいい方が少ない方は理不尽だと叫ぶしかないのか。相続法には法定相続分という規定があるが、この規定通りに遺産を分ければ公平を保証できるのか。答えは否だ。物事を公平に扱うと言うことがいかに難しいことか。法律を持つてしても困難を極める。

山本は話題を相続から赤十字社に変える。

赤十字社が寄付金や募金を集める。献血を呼びかけて血液を集める。今度はお金ではなく血液だ。赤十字社は血液を本当に公正平等に輸血が必要な人に届けているのだろうか。しかし、本当に公平に血液分配を行っているのかはよく分からない。もちろん赤十字社が特定の人や団体に血液を使うなどあり得ない。

例えば手術で200CCの血液が必要な患者が二人、400CC必要とする患者が一人いたとする。しかし、血液は400CCしかない。公平にするのなら一人当たり133CCずつ輸血するのが筋だろうか。しかし、それでは三人とも助からない。

現場では命の選択が行われているのだろうか。かなりの苦勞、いや苦惱するケースがあるはずだ。

田中がポツンと漏らす。

「今新型コロナウイルス感染の爆発的拡大で医療体制が崩壊している。まさしく命の選択が行

われている。それなのに政府は『注視』しているとか、『緊張感』をもってとか、『緊密』に状況を『共有』しているとか……このままでは入院できない患者は見殺しにされるだけ」

山本は田中に頷きながらさらに話題を変える。今度は税金の話だ。

税制は公正だと政府や大蔵省、国税庁は言うが、誰も額面通りには受け取らない。そもそも税法では複数の税金計算方法を規定されていることがある。安く計算される方法を選択しなければ税金が高くなる。それは努力次第の領域だと言えばそれまでだが……

首相が発案した「ふるさと納税」制度はどうか。これほど不公平な税制はないだろう。むしろ不公正だ。まず何を持って「ふるさと」というのか？ 定義はない。法律、特に税法は厳格でなければならぬ。租税法主義と言って非常に厳格な規定を置かなければ税務当局が恣意的に税金をかけたたり、逆に法文を曲解して脱税する不束者が現れたりする。キチンと税金を納める正直者を愚弄することになれば国家は持たない。

ふるさと納税制度は出身市町村への寄付金だと思われていた。「ふるさと」と言われれば常識的にはそうだろう。両親や祖父母が住む田舎を想像する人が多い。過疎化で人口が減り年寄りばかりになった田舎。財政的に苦しくて医療はもちろん介護もままならない。そのような「ふるさと」に都会に移住した若者が寄付する姿が容易に想像される制度……と誰しも思うだろう。そうではない。高所得者が高価な返礼品目当てに多額の寄付をする。高額な返礼品を用意し

ている市町村がターゲット。簡易な礼状しか送付しない赤十字社など目にも入らない。とにかくいいものをくれる市町村重視。インターネットでも「お得返礼品ベスト100市町村」というようなサイトがわんさと並ぶ。

高額所得者も余分に税金を支払わなくて済む範囲内で寄付をして返礼品を手に入れようとする。どれぐらい寄付するのが一番得かという解説書やアプリまで出てくる。すべての税金が本当に困っている人に行き渡るようにすべきだとまでは言わないが、税金の本来の用途がゆがめられている。

さすがに政府も行き過ぎた返礼品に規制をかけて、そのような返礼品を用意する市町村を閉め出そうとするが裁判で敗訴した。

いきなりテレビの中から山本が資産家の大家に質問する。

「大家さん、結構『ふるさと納税』しているのでは？」

山本が上目遣いで大家に返事を催促する。

「わたしは返礼品目当ての寄付などせん。先祖代々この地で暮らしてきたのじゃ。この村、いや今は立派な市になったが、ここがふるさとじゃ。この市に支払うべき税金をほかの市町村に寄付するような馬鹿げた制度に馬乗りなどせん。去年は地元の高校にエアコンがなくて『夏、暑くて勉強できない』と言うから去年は一〇〇万円寄付した」

「それはいいことをしましたね」

「生徒たちが喜んでくれて感謝状をくれた。もちろん校長もじゃ」
「それで税金はどれだけ安くなったんですか」

田中が興味深そうに尋ねると山本が大家に代わって否定する。

「残念ながら一円も安くならないわ」

「そんなバカな。何かいいお土産でも貰えたんじゃない？」

「アホか」

山本が確認する。

「その高校は大家さんが卒業した高校でしょ？」

「そのとおりじゃ。わしの青春が凝縮された思い出の高校じゃ」

「へー、大家さんにも青春があったんだ」

大家のげんこつが田中の頭部を捉える。

「痛っ！」

「こう見えてもよくモテたのじゃ。成績優秀。品行方正。スポーツ万能。女子から引っ張りだ
こだったのじゃ。家に帰ると制服のあちこちが破れてお袋によく叱られたものじゃ」

田中は少し離れてから首を横に大きく振る。

「信じられない！」

大家在田中の胸ぐらを掴もうとしたときテレビから細い腕が伸びてくる。

「いい加減にしなさい。誰にでも青春はあるわ。そんなことより大家さんが母校に寄付したのになぜ税金が安くならなかったのか。それが問題でしょ」

田中がソーシャルディスタンス体制を維持したまま質問する。

「大家さんが卒業した高校は公立高校ですか？」

「そうじゃ」

「私立高校に寄付したら寄付金控除が受けられるって聞いたことがある。公立なら当然寄付金控除が適用されて税金がいくらか安くなるのでは？」

「私立の場合、寄付金控除を受けられる指定をして貰うために国に申請しなければならないわ」「そうじゃろ。怪しげな私立学校があるからな」

「公立なら怪しげな学校はないのでは。たとえば国立大学附属高校なんて国そのものじゃないわ。その高校に『クーラーを』と現金を寄付したら国に寄付しているのと同じはず」

「そうはいかないの」

『なるほど』と言うにはかなり高いハードルがあるような気がする」

田中の言うとおり。具体的な使い道を指定して寄付した場合、税法上寄付金控除の適用はない。県立高校であれば県に寄付する必要がある。直接高校に寄付して領収書をもらっても寄付金控除の対象にはならない。極端に言えば卒業した高校に直接寄付するのはえこひいきなのだ。

県に寄付すれば平等にその寄付金が県内に行き渡るように使われる。特定の高校の利益になるような寄付は寄付ではなく単なる利益の供与となるからだ。と税務当局は説明している。

しかし、返礼品を手に入れたための寄付と大家がした寄付をなぜ不平等に扱うのか。木を見て森を見ずなのか、森を見て木を見ずなのか。

ふるさと納税はその地方自治体の政府と同じ政党の地方議員を利するための寄付。しかもその政党を支持する住民の懐、返礼品を製造生産する事業者の懐が潤う。巧みに仕組まれた政策だ。と言うより騙されやすい国民にも責任があると云わざるを得ない。

税金をどこの市町村に払うかだけの違いで実質負担は二千円のみ。しかも寄付金をクレジットカードで支払えばカード会社からポイントが付与される。ポイント付与率が一パーセントとすると二十万円寄付すれば二千円分のポイントが付与されるから実質負担は零円となる。要するに返礼品の時価そのものが儲けになる。

もちろんその儲けは一時所得として税金の対象になるが、返礼品の時価が年間で五十万円（一時所得の場合年間五十万円の特別控除がある）以下なら課税されない（ほかに一時所得がないとすれば）。

はじめはこんなうまい話などないと思っていた真面目な国民がこの制度のからくり気付くと一気にふるさと納税が広がった。どこの市町村の返礼品が豪華で返戻率が高いかという情報がインターネットで流れ始める。中には商品券を返礼品にする自治体まで現れる。さすがに政

府は規制を始めるが結果として訴訟で敗れる。

この恩恵を一番受けるのは富裕層だ。返礼品は寄付金額の三十パーセント以内とする政府の方針通りだとすると、百五十万円寄付しても一時所得はかからない（返礼品の時価は四十五万円で一時的所得の非課税枠の五十万円以下だから）。住民税を百五十万円も納める人というのは一千五百万円の儲け（課税所得）がある人だ。ざっくり言うサラリーマンなら二千万円を余裕で超える給料をもらっている人だ。

本来ならA市に住んでいるその人が納めるべき住民税百五十万円はA市ではなく他の市町村に納められる。A市に住んでいる所得がある市民すべてがふるさと納税で他市町村に寄付すればA市には住民税が入らなくなる。そんなことになればA市は破産するかも知れない。だから全国の市町村の返礼品戦争が始まる。

自分の市町村がどうなっても国が決めた制度で破産しても構わないと割り切って価値ある返礼品探しに躍起になる住民。発案者の首相は目を閉じたまま、文字通り黙認し続ける。

そして大臣や官僚もだ。勇氣ある官僚がそのころ官房長官だった首相に「ふるさと納税には弊害がある」と進言したため左遷させられてしまった。

「ふるさと納税がおかしな制度なのはよく分かった。それにしても私立学校では寄付されたお金がその学校に使われる。公立はだめで私立はOKっておかしなあ」

「大学なら国立も私学も同じなの。でも寄付金の使途は限られています」

「教室にエアコンをつけることは学生や生徒のためだからいいんじゃないか」

「それがだめなのです」

ここで大家が咳払いをする。もちろんマスクはしている。

「エアコンをつけること自体に問題はない。市役所内にサウナを作るのに比べれば誰が見ても納得じゃ」

「そういえば『電気代は払っている』とうそぶいてた市長がいたなあ」

「お役所というところは税金の使い道を決めるところじゃ。市で言えば市長が提案する予算案、つまり税金の使い道を市議会が決める。公正平等に集めた税金を市民に行き渡る政策を考えるのが市長や職員や議員の仕事じゃ。そうするとどうじゃ。選挙の時は清く正しく美しい一票を私に投票してくださいと頭を下げて当選した市長は手のひらを返すように自分を支持してくれた有力な支持団体に予算を振り向けることになるなるのじゃ」

「なるほど」

第十二章 自由、平等、公正、個性